

## 新川地域消防広域化協議会規約

(設置及び目的)

第1条 黒部市、入善町及び朝日町（以下「構成市町」という。）は、消防の広域化に関する協議を行うため、新川地域消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消防広域化に関する協議
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づく広域消防運営計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防広域化に関し必要な事項

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、黒部市宇奈月町内山3353番地に置く。

(組織)

第4条 協議会は、構成市町の長である委員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員が互選する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 9 条 協議会の効率的な運営に資するとともに、会議に提案する必要な事項について協議するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 10 条 協議会は、事務の一部について調査研究を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 12 条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定めた者をもってあてる。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、構成市町が負担する。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平 23 年 12 月 21 日から施行する。